

お知らせ

組合士養成講習会

いま中小企業を巡る経済環境は大きく変化しております。また、組合の中には設立目標が希薄になり、共同事業への参加意識が乏しくなっている組合員も少なくないとのことです。

組合がこうした状況を打開し、存続・発展していくためには、少なくとも組合事務局の人材育成が不可欠です。このために中央会では「1組合に1組合士」を実現するために、組合運営実務(組合士養成)講習会を開催いたします。

講習は、検定試験科目の「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目について行い、中央会の指導員(組合士)が講義します。組合の役職員の受講をお勧めします。なお、今年の試験は12月6日(日)、東京その他で予定されております。

■日程・カリキュラム

▽時間はいずれも午後1時～5時

【第一部】

8月27日(木)

▽【制度】中小企業論・中小企業組合論(組合制度(制度史))▽【会計】組合士受験のための会計基礎

9月3日(木)

▽【制度】中小企業等協同組合法の解説▽【会計】組合士受験のための会計決算

9月8日(火)

▽【制度】団体の基礎・商店街振興組合法の基礎・組合制度練習問題(過去問)▽【運営】組合事務管理の実務

9月16日(水)

▽【運営】中小企業関係法律と諸施策▽【運営】組合運営通論・組合運営各論

【第二部】

(組合士検定試験受験対策を含む)11月25日(水)

▽【会計】組合会計(問題演習)

▽【運営】労務管理・労働法通論12月2日(水)

▽【会計】税務に関する出題ポイント▽【運営】組合運営(問題演習)

■受講料▽1科目1000円(全科目3000円)

講習はレジュメを用意しますが、別途受験テキスト(有料)も用意しておりますので、経営支援課までご照会ください。

◎問合せは本会経営支援課
TEL043-3006328

組合法逐条解説本

「中小企業等協同組合法逐条解説(第一法規平成19年11発行)」

内容平成19年4月に施行された改正「中小企業等協同組合法」の全条文を逐条解説したコメントスタイルです。法律を理解するために参考となる関係法令(施行法、政令、省令等)を収録するとともに、改正法に合わせて中小企業庁創業連携推進課が監修し、全国中小企業団体中央会が編集しました。また全中の最新版「中小企業組法定款参考例」も収録しています。

中小企業協同組合、企業組合の役員の方には必読の書です。版元では在庫がありません。本会も残部が少なくなっており、残部限りの販売となりますので、お早めにお買い求めください。

価格¥5460円(送料は着払い、宅配便です)。
◎お求めは本会総務課
TEL043-3006328

県議会6月定例会閉会

千葉県議会6月定例会は、7月

8日閉会した。東京湾アクアライン値下げの社会実験費10億円を含む、1148億円の一般会計予算が可決された。

また、森田健作知事は同日、坂本森厚生労働大臣官房審議官を副知事に任命する人事案を提案し、同意された。

県議会は同日、各常任委員会委員を選任した。そのうち、商工労働企業委員長に渡辺芳邦氏、同副委員長に林幹人氏が選任された。

組合の政治的中立の原則

組合法第5条第3項、団体法第7条第3項、商振法第4条第3項で「組合は、特定の政党のために利用してはならない。」と定められております。

これは中小企業が共同事業を行うための組合が、その目的を逸脱して、特定の公職選挙の候補者を推薦したり、総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を決議することはできませんのでご注意ください。

なお、これは組合の健全な発展のための議会等への陳情等までを禁止するものではありません。

地域温暖化防止への取り組みお願い

千葉県・千葉市等関東の8都県市では、行政自らが地球温暖化防止のための取り組みを一層推進するとともに、民間事業者や一般県民・市民に対しても、次のような省エネルギーなどの具体的な行動を促すように求めています。

- ①適温冷房(28℃設定) ②軽装での執務 ③省エネの取り組み

「人間のいのちと健康、尊厳を守る」

赤十字活動資金にご協力ください。赤十字への寄付金については税制上の優遇措置が適用されます。なお、9月末日までは指定寄付金として更に優遇されます。(詳しくは、ホームページをご覧ください。)

TEL: 043-241-7531
<http://www.chiba.jrc.or.jp>

